

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧

水産課

○ 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更

港湾課

【公告】

○ 随意契約の相手方の決定

税務課

○ 一般競争入札の実施

情報政策課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

目次

担当課(室)

○ " " " "

" " " "

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 海岸保全基本計画の改訂の公表

防災砂防課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 随意契約の相手方の決定

警察本部会計課

【教育委員会】

○ 平成三十一年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

教育委員会

◎岡山県告示第二百六十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により、同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

総社市清音古地無番地

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第五十八条第五項第九号から第十一号までの該当の有無
規則第五十八条第五項第九号に該当

四 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成三十年三月一日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第二百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
倉敷市立児島市民病院	医療機関の名称	倉敷市立児島市民病院	倉敷市立市民病院	平成三十年四月一日

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

◎岡山県告示第二百六十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

玉野市胸上二五三四一

國屋 一吉

玉野市石島三三三八

中沖 哲也

二 加入区

胸上

三 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

胸上漁業協同組合

四 縦覧期間

平成三十年四月二十日から同年五月十五日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

玉野市田井一―二一―一五

宮崎 光夫

玉野市田井三―二六―一一

三宅 眞一

二 加入区

玉野

三 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

たまの漁業協同組合

四 縦覧期間

平成三十年四月二十日から同年五月十五日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

一 発起人の住所及び氏名

笠岡市西大島新田三五七一―一六 伊藤 良行

笠岡市神島一四三八 後谷 道広

二 加入区

大島美の浜

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大島美の浜漁業協同組合

四 縦覧期間

平成三十年四月二十日から同年五月十五日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第二百六十六号

昭和四十二年岡山県告示第六百二号（港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、水島港臨港地区に係る商港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

〔一八七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十年三月三十日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一一七、七六一、六二三円（うち消費税額及び地方消費税の額八、七二三、〇八三円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二八八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

電子申請ASPサービス提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び電子申請ASPサービス提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成30年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの利用料を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札参加資格審査確認申請書の提出の日までに、平成30年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第34号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者で、岡山県役務の提供の契約に係る入札

第11983号 岡山県公報 平成30年4月20日

参加資格者名簿の業務種目の大分類「8情報・通信サービス」の格付区分が「A」であり、かつ、小分類「5ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）」に登録があるものであること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課

電話 (086) 226-7432 (直通)

FAX (086) 235-9737

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 申請書の提出期限

平成30年5月24日（木） 午後5時

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

3(1)の場所以同じ。なお、入札説明書等は岡山県県民生活部情報政策課のホー

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明書等の交付期間

平成30年4月20日（金）から同年5月21日（月）まで（岡山県の休日を含め、例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加資格審査確認申請書の受付期間等

ア 受付期間

平成30年4月20日（金）から同年5月24日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

3(1)の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年5月31日（木） 午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

ウ その他

開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に限り、別途提案書説明会を開催し、評価を行う。

(2) 入札書及び提案書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人の委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書及び提案書を封印（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の入札日時を記載したものに限る。）をして、郵送等により平成30年5月30日（水）の午後5時までに3(1)の場所に提出すること。

(3) 提案書説明会

ア 開催日

平成30年6月5日（火）

イ 場所

岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県庁分庁舎 5階507会議室

ウ 説明時間等

提案書の説明の時間は、1者につき40分以内（時間の超過は認めない。）とし、このほかにも果からの質疑及びこれに対する入札者からの応答の時間を設ける。なお、開始時間等の詳細については、開札後に予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して通知する。

6 落札者決定基準

(1) 入札金額に応じて、次のとおり価格点を与える。(配点300点)

価格点＝ $300 \times (1 - (\text{入札金額} \times 1.08) / \text{予定価格})$

(2) 提出された提案書の内容に応じて、別途定める基準により内容点を与える。(配点600点)

(3) 落札者の決定方法

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(1)の価格点及び(2)の内容点の合計得点の最も高いものを落札者とする。なお、価格点及び内容点の合計得点が高い者が2者以上あるときは、内容点が高い者を落札者とし、内容点が同点の場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Name and quantity of the services to be procured :
Electronic application system of Okayama Prefectural Government 1 set
- (2) Contract period :
From 1 November, 2018 through 31 October, 2023
- (3) Delivery date, Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
10 : 00 AM 31 May, 2018
- (5) Contact point for the notice :
Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government,

2-4-6, Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7432

〔一八九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ宇野店

所在地 玉野市宇野築港五丁目五九六七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ穂浪店

所在地 備前市穂浪字小柳二五四一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ美作店

所在地 美作市豊国原一〇一七番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ備前店

所在地 備前市伊部字出口一三七二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字西原三九〇番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ山陽店

所在地 赤磐市下市字南一三三番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ新早島店

所在地 都窪郡早島町前潟字三ノ割二五五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ矢掛店

所在地 小田郡矢掛町西川面四六八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ北房店

所在地 真庭市上水田五〇八三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

〔一九九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ金光店

所在地 浅口市金光町大字占見新田五二一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二〇〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中字森山後三四九八番三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信
4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二〇一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）山陽マルナカ津山川崎店

所在地 津山市川崎字宗堂一三一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）山陽マルナカ津山川崎店

（変更後）山陽マルナカ津山川崎店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

(変更後) 名称 株式会社山陽マルナカ

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成三十年四月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

〔二〇二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

鏡野町小田土地改良区

二 退任及び就任役員

氏名	氏名	住所	理事の別
正影 博一	正影 博一	苦田郡鏡野町小座六五四	理事
池田 洋次	池田 洋次	〃 〃 一三四二―二	〃
本山 紘司	本山 紘司	〃 〃 一四三八―一	〃
居森 啓吉	居森 啓吉	〃 〃 上森原三二	〃
居森 照美	居森 照美	〃 〃 下森原一四四	〃
高田 新一	高田 新一	〃 〃 上森原四八〇	〃
松本 吉則	松本 吉則	〃 〃 馬場一四〇	〃
田淵 卓也	田淵 卓也	〃 〃 塚谷九七五	〃
本田 栄	本田 栄	〃 〃 馬場一五八	監事
杉本 正徳	杉本 正徳	〃 〃 小座五二八	〃

〔二〇三〕海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条の三第七項において準用する同条第六項の規定により、平成三十年三月二十九日に改訂した岡山沿岸海岸保全基本計画に係る関係図書を岡山県庁県政情報室において公表する。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔二〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字浮田八二七―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区東古松三丁目一三一五オーブ二一 一〇三号

守安 正和

三 許可番号

岡山県指令建指第三二八号

平成30年4月20日 岡山県公報 第11983号

〔二〇五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年四月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
交通管制システム保守業務
- 二 契約期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部交通規制課
岡山市北区内山下二丁目二番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
住友電工システムソリューション株式会社
東京都文京区関口一丁目四三番五号
- 六 契約金額
六八、九〇四、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一〇四、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県教育委員会公告

平成三十一年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十日

岡山県教育委員会

選考する校種及び職種、採用候補者見込数、受験資格、試験日、出願等の詳細については、所定の実施要項で定めるところによる。

一 所定の実施要項等は、平成三十年四月二十日（金曜日）から同年五月十八日（金曜日）まで、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることができる。また、岡山県教育庁教職員課、教育事務所（岡山・津山）及び各市教育委員会（岡山市を除く。）において受領することもできる。

二 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 評価・企画班 電話（〇八六）二二六一七九一五